

宮監公表第 32 号
平成 30 年 8 月 20 日

宮崎市監査委員	梶	谷	欣	
宮崎市監査委員	神	戸	洋一郎	
宮崎市監査委員	星	山	健	
宮崎市監査委員	近	藤	慶	

定期監査措置状況の公表について

平成 30 年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
 - ・佐土原総合支所
 - ・教育委員会
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式1)

平成30年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

平成30年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：佐土原総合支所)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>平成29年度及び平成30年度の佐土原交流プラザ利用者のコピー機の利用について、根拠となる定めのないまま、「コピー代として」コピー1枚あたり10円を徴収していた。</p>	<p>佐土原交流プラザ利用者のコピー機の利用については、徴収の根拠となる宮崎市佐土原交流プラザの複写機利用に関する要綱を制定し、平成30年6月22日から施行した。</p>

平成30年 7月24日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

